

## 尼崎市緊急通報システム普及促進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らしの高齢者等の急病や事故等の緊急時に迅速、適切な援助を行うシステムを普及し、ひとり暮らしの高齢者等の日常生活の安全確保と不安の解消に資することを目的とする。

### (事業の定義)

第2条 この要綱で緊急通報システムとは、ひとり暮らしの高齢者等に無線発信機等の家庭用機器（以下「機器」という。）を貸与し、当該高齢者が家庭内において急病、事故等により緊急の援助を要する場合、この機器によって受信センターに通報し、センターからの連絡により、あらかじめ登録されている近隣協力員が高齢者宅に出向き、状況等を確認し、必要な措置を行う地域支援体制により速やかな援助を行うシステムをいう。

### (実施団体)

第3条 実施主体は、尼崎市とする。

### (事業)

第4条 緊急通報システムを普及促進するために、次の事業を行う。

- (1) 利用者宅に機器を設置する。
- (2) 通報を24時間受信し、緊急通報にあらかじめ決められた対応を行う受信センターを設置する。ただし、この業務は委託することができる。
- (3) 地域支援体制の確立を促進する。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの。

### (対象者)

第5条 緊急通報システムの利用者対象者は、市内に居住する次の者とする。

- (1) 65歳以上の高齢者単身世帯
- (2) 65歳以上の高齢者と要介護の障害者のみの世帯
- (3) 65歳以上の虚弱な高齢者のみの世帯
- (4) 身体障害者手帳1級又は2級を所持する65歳未満の障害者単身世帯

### (利用者の決定)

第6条 緊急通報システム事業を利用しようとする者は、市長の利用決定を受けなければならない。

### (利用料)

第7条 利用者は、機器の設置、使用に必要な電気料、電話の通話料のほか、別表の基準により利用料を負担するものとする。

(近隣協力員)

第8条 利用者は、おおむね2人以上の近隣協力員を確保しなければならない。

(事業の運営委託)

第9条 緊急通報システム事業の運営については、利用者決定に係る事項を除き、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会に委託する。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は主管局長が定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 利用料算定基準

利用者世帯の階層区分		利用料 (月額)
A	<u>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)</u>	0円
B	生計中心者が <u>市町村民税非課税世帯</u>	0円
C	生計中心者が <u>市町村民税課税世帯</u>	全額

※ 利用料は、尼崎市緊急通報システム普及促進事業受信センター業務委託契約の1台1ヶ月あたりの契約金額と同額である。  
なお、4月～6月分については前年度市町村民税額で決定を行う。